

平成18年(行ツ)第322号

平成18年(行ヒ)第375号

決 定

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

上告人兼申立人	川崎重工業株式会社
同代表者代表取締役	大 橋 忠 晴
同訴訟代理人弁護士	佐 藤 水 暁
	岩 下 圭 一
	寺 上 泰 照

被上告人兼相手方 別紙被上告人兼相手方目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成17年(行コ)第91号,第116号,同18年(行コ)第7号公金不正支出差止等請求控訴,同附帯控訴事件について,同裁判所が平成18年9月14日に言い渡した判決に対し,上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年4月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那 須 弘 平

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 田 原 陸 夫

これは正本である。

平成19年4月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 高橋 光

